



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2

富国生命ビル（総合受付：12 階）

TEL：03-5501-2111 FAX：03-5501-2211

E-mail：[info@aplaw.jp](mailto:info@aplaw.jp) URL：<http://www.aplaw.jp/>

プレス・リリース

2010 年 11 月 1 日

各位

## 渥美総合法律事務所・外国法共同事業の更なる拡大 シニアパートナー入所及び事務所名変更

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（旧 渥美総合法律事務所・外国法共同事業）は、11 月 1 日、坂井豊弁護士以下 8 名の弁護士（移籍前は TMI 総合法律事務所に所属）を迎えました。7 名は当事務所にパートナーとして入所し、事務所名を渥美総合法律事務所・外国法共同事業から「渥美坂井法律事務所・外国法共同事業」に改称いたしました。坂井弁護士は、25 年以上に亘り国内外においてバンキング、シンジケートローン、証券化、不動産ファイナンス、アセットファイナンス、プロジェクトファイナンス、その他最先端のファイナンスの分野における経験を積んでいます。坂井弁護士らの移籍によって、当事務所のバンキング、証券化及びファイナンスの分野が強化されることとなります。また、同時に入所する 7 名の弁護士は、ファイナンス分野の他、コーポレート、労働法、不動産、倒産、国内外 M&A、排出権、環境法等に関する分野において豊富な経験を有しています。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のマネージング・パートナーである渥美博夫弁護士は、次のように述べています。「金融市場及び企業活動が回復していくという見通しのもとに、国内取引はもちろん、現在当事務所が特に力を入れている国際的取引、案件についても取扱分野を更に拡大していきたいと考えています。坂井弁護士らの入所により、なお一層質が高く、効率の良い法的サービスを皆様にご提供できるようになると考えています。」

また、坂井豊弁護士は、「旧 渥美総合法律事務所・外国法共同事業と我々のチームとのシナジー効果によって、それぞれがクライアントへ提供するサービスの質が高まるとともに、双方の業務の多角化を実現することができます。グローバルな市場においてリーガル・サービスに求められるニーズに対応するため、日本の法律事務所が拡大し国際化する必要性について、渥美弁護士の見解に深く賛同いたします。」と語っています。

<本件に関するお問い合わせ>

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、広報部までお願い申し上げます。

E-mail：[info@aplaw.jp](mailto:info@aplaw.jp) TEL：03-5501-2111 FAX：03-5501-2211

### 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（旧 渥美総合法律事務所・外国法共同事業）について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、数多くの受賞歴を有し、東京に拠点を置き総合サービスを提供する独立系主要法律事務所としては、唯一外国人パートナーを擁する法律事務所です。当事務所の弁護士及び外国法事務弁護士はインターナショナルな統合チームを構成し、日本における専門知識及び主要なローファームにおいて延べ 50 年以上の実務経験を有する外国人パートナーの国際的ノウハウを活用し、ファイナンス及びビジネス・ローのあらゆる側面について国内及び国外の企業及び金融機関に助言を提供しております。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、日本における最初の証券化及びストラクチャード・ファイナンス専門の法律事務所としての高い定評を基礎に、現在総合サービスを提供する業務を展開しており、最近では 1 万 5 千人以上の社内弁護士に対して行われた調査で、日本で「最も顧客対応力の高い法律事務所」に選ばれました。中核をなす日本法実務に加えて、ニューヨーク州法、英国法、ドイツ法、オーストラリア（ヴィクトリア州）法、中華人民共和国法、カリフォルニア州法及びオハイオ州法についても助言を提供しております。